

定価(消費税込)一箇年 一七、六〇〇円(郵送料を含む。)

# 山梨県公報

号外第三十二号

令和六年

九月二十七日

金 曜 日

## 目次

### 規 則

○山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………一

## 規 則

### 山梨県規則第三十九号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年九月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第三美術館の項中「学芸課」を「学芸課  
デザイン課」に改める。

別表第五美術館の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 デザインに関する助言、支援等に関すること。

### 附 則

この規則は、令和六年十月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番